

別表（Ⅰ）高等学校教諭一種免許状（商業）取得希望者の単位修得方法（昼間コース）

◎平成30年度入学者

○免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目			備考
		授業科目	必修	選択	
日本国憲法	2	憲法・基礎Ⅰ 憲法・基礎Ⅱ	2 2		
体育	2	健康スポーツ a 健康スポーツ b 健康スポーツ c 健康スポーツ d 健康スポーツ e（水泳） 健康スポーツ f（スキーⅠ） 健康スポーツ g（スキーⅡ） 生活と健康		1 1 1 1 1 1 1	健康スポーツから1科目以上選択必修
外国語コミュニケーション	2	英語Ⅰ A 英語Ⅰ B	1 1		
情報機器の操作	2	情報機器概論	2		

○教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等		単位数	左記に対応する開設授業科目			備考	
科目	各科目に定める必要事項		授業科目	必修	選択		
教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種の機会の提供等	2	教職論	2			
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	教育原理	2			
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）		教育心理	2			
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		教育制度	2			
教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法	6	教育課程論	2			
	・各教科の指導法		商業科教育法Ⅰ 商業科教育法Ⅱ	2 2			
	・道徳の指導法						
	・特別活動の指導法		特別活動論	1			
	・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		教育方法	2			
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法	4	生徒指導	2		進路指導を含む	
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談	2			
教育実習		3	事前・事後指導 教育実習Ⅱ	1 2			
教職実践演習		2	教職実践演習（中・高）	2			
合計単位		23		26		26単位必修	

○教科に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目			備考	
		授業科目	必修	選択 必修		選択
商業の関係科目	20 単位	流通システム論Ⅰ		2		選択必修18単位以上選択
		流通システム論Ⅱ		2		
		金融市場論		4		
		経営学原理Ⅰ		2		
		経営学原理Ⅱ		2		
		経営管理論		4		
		財務管理論		4		
		簿記原理		2		
		応用簿記		2		
		社会情報入門Ⅰ		2		
		社会情報入門Ⅱ		2		
		マーケティング			4	
		マーケティング行動論			4	
		チャンネル・マネジメント			4	
		国際マーケティング			4	
		貿易論			4	
		保険論			4	
		商学特講			4	
		経営学説史			4	
		労務管理論			4	
		国際経営論			4	
		経営史			4	
		企業と社会			4	
		中小企業論			4	
		経営学特講			2	
		経営戦略論			4	
		財務会計論			4	
		原価計算論			4	
		管理会計論			4	
		監査論			4	
		国際会計論			4	
		組織と会計			2	
		税務会計論			4	
		会計学特講			2	
		経営と会計			2	
		プロジェクトマネジメント基礎			2	
統計科学			2			
システム戦略論			2			
実践プロジェクトマネジメント			2			
知識科学基礎			2			
認知科学			4			
計画数学Ⅰ			2			
計画数学Ⅱ			2			
応用情報論Ⅰ			2			
応用情報論Ⅱ			2			
社会情報特講Ⅰ			2			
社会情報特講Ⅱ			2			
社会情報特講Ⅲ			2			
社会計画Ⅰ			2			
社会計画Ⅱ			2			
職業指導		職業指導	2			
要修得単位	20		2	18		

○教科又は教職に関する科目

免許法施行規則に定める 科目区分	左記に対応する開設授業科目		備考	
	授業科目	単位数		
		必修		選択
教科又は教職に関する科目	「教科に関する科目」 「教職に関する科目」 参照		16	最低修得単位を超えて修得した「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」について、併せて16単位以上修得すること。

備考：

- 「教職に関する科目」のうち、免許法施行規則に定める最低修得単位数（23 単位）を超えて修得した単位は、「教科又は教職に関する科目」の単位に含める。
- 「教職に関する科目」のうち、別表（Ⅰ）～（Ⅵ）において重複して開設している授業科目については、それぞれの表において併用できる。
- 「教科に関する科目」で 20 単位を超えて修得した単位は、「教科又は教職に関する科目」の単位に含める。
- 「免許法施行規則第 66 条の 6 に基づき本学が開設する科目」（※「情報機器概論」を除く）及び「教科に関する科目」（※「職業指導」を除く）は、それぞれ所属する学科の卒業所要単位と併用できる。